

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月24日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

住 所 秋田市向浜一丁目7番1号

氏 名 北光金属工業株式会社

代表取締役社長 小宅 錬

電話番号 018-863-0004



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	北光金属工業株式会社
事業場の所在地	秋田市向浜一丁目7番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	銑鉄鋳物製造業
② 事業の規模	資本金9700万円
③ 従業員数	137人 *パート・派遣社員含む
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	鋳さい	廃プラスチック類	木くず	混合廃棄物	金属くず	ガラス・陶磁器くず	引火性廃油	汚泥
		排出量(t)	4444.94	30.07	54.65	6.11	5.228	0.162	9.45	1.22
		(これまでに実施した取組) 分別の徹底により廃棄物の発生を抑制								
		【今年度（令和5年度）目標】								
		産業廃棄物の種類	鋳さい	廃プラスチック類	木くず	混合廃棄物	金属くず	ガラスくず	引火性廃油	汚泥
①	計画	排出量(t)	4000.00	15.00	5.00	3.00	0.1	0.1	3.00	1.00
		(今後実施する予定の取組) 新規依頼先を確保し、最終処分量の削減を諮る。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①	現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別指示書をもとに廃棄物毎に社内分別ステーションに排出
②	計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別指示書をもとに廃棄物毎に社内分別ステーションに排出

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	鉱さい	廃プラスチック類	木くず	混合廃棄物	金属くず	ガラス・陶磁器くず	引火性廃油	汚泥
	全処理委託量(t)	4444.94	30.363	39.65	6.11	5.418	0.402	9.45	5.22
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	—	2.403	—	—	0.078	0.012	—	5.04
	再生利用業者への処理委託量(t)	4178.99	15.220	19.65	—	—	—	—	—
	認定熟回収業者への処理委託量(t)	—	9.140	—	6.11	—	0.240	9.45	0.18
	認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量(t)	—	—	20.00	—	—	—	—	—
	(これまでに実施した取組)								
	鉱さい — 路盤材・セメント原料・コーテッドサンド原料 廃プラ — RPF原料 木屑 — ボイラー燃料 金属くず — マテリアル原料 ガラスくず — マテリアル原料								

(第5面)

【目標】令和5年度									
		産業廃棄物の種類	鉋さい	廃プラスチック類	木くず	混合廃棄物	金属くず	ガラスくず	引火性廃油
② 計画	全処理委託量(t)	4000.00	15.00	5.00	3.00	0.10	0.10	3.00	1.00
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	—	2.00	—	—	0.10	—	—	1.00
	再生利用業者への処理委託量(t)	3400.00	5.00	5.00	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量(t)	—	5.00	—	3.00	—	0.10	3.00	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—
		(今後実施する予定の取組)							
※事務 処理欄									

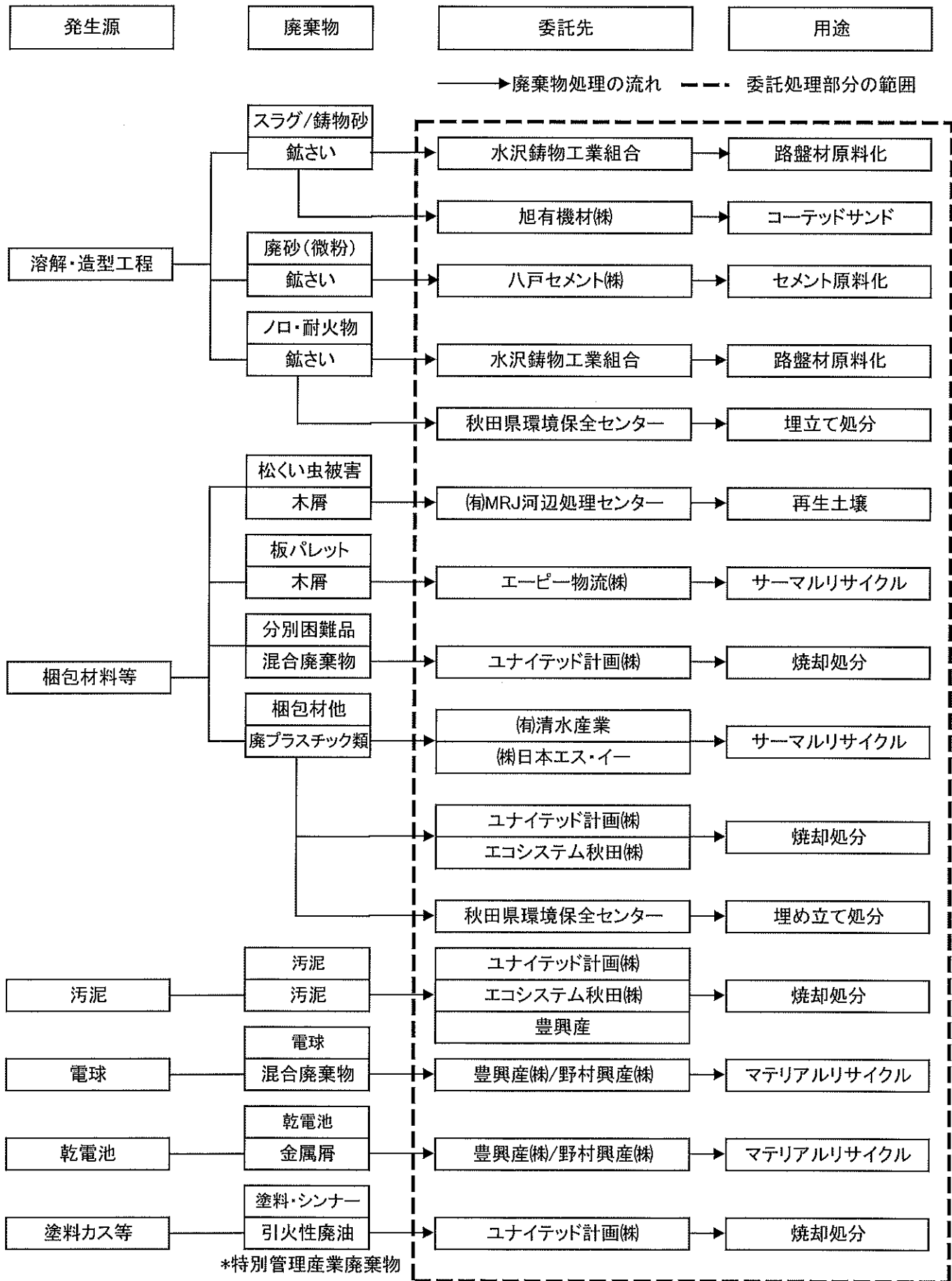
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物 処理フロー図（令和4年度実績）

*表記の他スポット廃棄物発生有

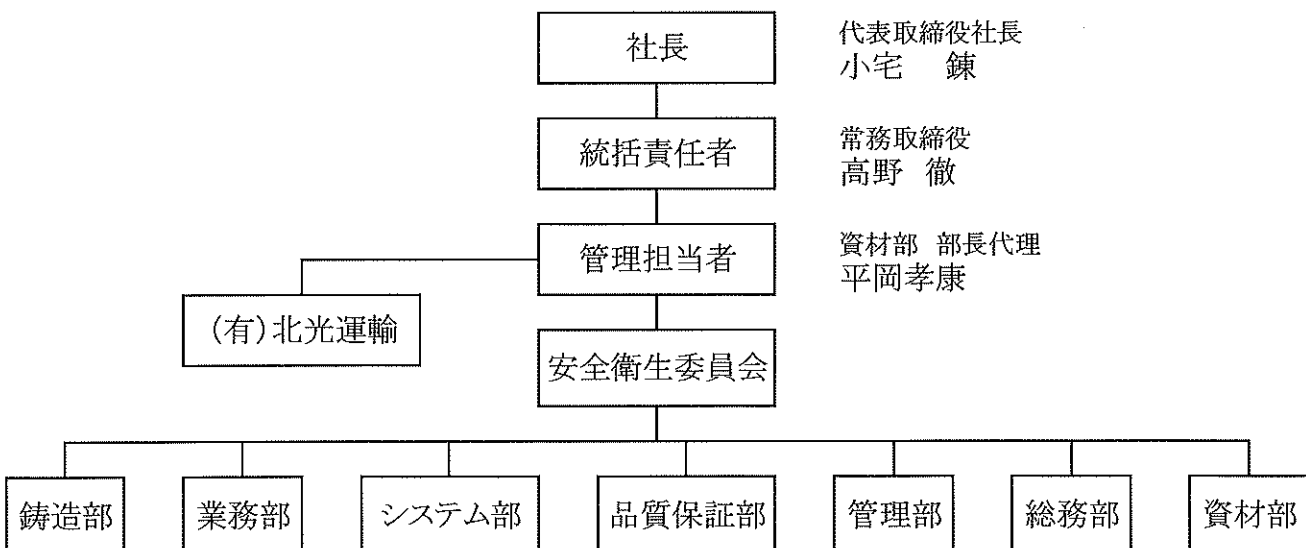


別紙2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

	統括責任者	常務取締役 高野 徹
	管理担当者	資材部部長代理 平岡 孝康 組織人数 1名
役割	安全衛生委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、訂正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ・事務局-常務取締役 高野 徹 委員-安全衛生委員会委員
	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	管理担当者	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連各社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2)管理体制の強化

①管理体制(組織)

現在月に一度開催している安全衛生委員会を活用して、廃棄物対策を協議する部門間の横断的な討議の機会を設ける。

②管理方法

廃棄物管理規定及び廃棄物化回避の為の社内規定の作成について検討する。

(3)教育・検討

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行なう。

(4)情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

(5)相互チェック体制の強化

排出事業者-北光金属工業(株)と収集運搬業者-(有)北光運輸双方において、現状事業の有効期限切れが発生しないよう、毎年1月県外向け事前協議書作成時相互チェックを行う。

*上記の廃棄物には産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が該当する。